

協議事項(1) 中学校スクールバスのバス停追加について

停留所の追加要望があったため継続審議となっていた。要望箇所を確認し停留所の追加について協議をおこなう。

■バス停位置図



■バス停写真



協議事項(2) 小学校の通学方法について

小学校2校の通学方法を決める。

【検討項目】

- ①通学方法について
- ②徒歩以外の通学方法の基準について

■教育委員会の考え

| 通学方法 | | 備考 |
|--------------------|-------------------------------------|---------------------|
| 原則 | ・徒歩 | 集団登校 |
| 徒歩以外 おおむね2 km以上 | ・スクールバス ・市バス(定期:無償) ・専用スクールバス | スクールバスの停留所へも基本は集団登校 |

■おおむね2km以上の考え方

- ・直線距離で半径2kmにかかる行政区の児童を対象
⇒問題点:スクールバス対象外の地区の児童より、通学距離が短い児童が対象になる場合がある

【他市の例】

- ・実測距離で2km以上
- ・1.5～4 kmを超える集落・自治会・地区
- ・おおよそ1.5km以上離れた場所で民家等人気の無い状態が500m以上継続する通学路となっている児童
- ・学校から1.25 km以上の自治会の1年生～3年生の登校時のみ

■第4回部会でのご意見

- ①大村小について、児童がバスと徒歩で半分ずつに分かれてとなると徒歩通学する児童数が少なくなり危ないので、地域の人数も考慮して設定してほしい。
- ②徒歩通学する距離は同じでも学年によって負担は変わってくるので、低学年の児童への配慮も必要である。
- ③バスのルートについて、主要幹線道路のみを通過して児童を乗せていくとなると、幹線道路から離れた場所に住んでいる子どもは今まで通り慣れていない道路を通過していくことになって危ない。そのため、集まりやすいある程度奥まで入ったルートを設定してもらいたい。
- ④継続して審議が必要だと思うが、どう結論を出すか事務局としてどう考えているか
→PTA等に直接意見を訊く機会を設けることは考えていない。また、2kmの区切りについてのご意見をこの場で伺えるならばお願いしたい。今意見が出てこないならそれぞれの所属する団体で諮ってもらい、次回の部会で意見を聞ければと考える。

| |
|---------------------------|
| 協議事項(3) 小学校スクールバスの運行等について |
|---------------------------|

小学校のスクールバスの運行等について方向性を決める。

1. 登校の便数

⇒始業時刻にあわせた1便

| 運行時刻(例) | | |
|---------|------|------|
| 出発時刻 | 到着時刻 | 始業時刻 |
| | 7:50 | 8:10 |

2. 下校の便数

⇒低学年、高学年の終業時刻にあわせた2便

| 運行時刻(例) | | |
|---------|------|------|
| | 終業時刻 | 到着時刻 |
| 下校1 | | |
| 下校2 | | |

3. 行事等への対応(夏休みの登校日、補充授業など含む)

・運動会、授業参観(学校全体の行事)

⇒スクールバスの運行時間の調整

・宿泊体験、修学旅行、学年参観(一部の学年のみの変更)

⇒スクールバスの運行時間の調整

・個別活動(一部の生徒のみの変更)

⇒一部生徒のみが対象となる学校の活動はおこなわないよう検討をすすめる

4. 災害時の登下校

⇒スクールバスの運行者と密に連絡をとり、安全な運行をおこなう

⇒保護者への連絡は現在の連絡体制を考慮し、再編にむけて検討

5. 運行ルート・停留所

⇒基本ルート・停留所を定める

⇒停留所は公民館などの公共施設を基本とするが、企業、個人宅なども想定

⇒児童の居住地の近くにあわせた、毎年のルートや停留所の変更はおこなわない

⇒利用する児童や道路事情等による、ルートや運行時刻変更の必要性は毎年度確認

⇒駅・公民館などなるべく雨よけのある場所を検討する

6. 停留所までは

⇒集団登校

7. 添乗員

⇒同乗しない

年度初めのみ、朝夕の同乗について今後、協議を進める。(現在、職員による下校の見守りが行われている期間を想定)

8. その他

- ・スクールバスは無料。
- ・専用スクールバスでは小学生と中学生は混乗しない。(児童生徒数の推移により変更の可能性あり)
- ・体調や気候による自由な乗降、また異なる停留所での乗降はできない。
- ・乗遅れは待たない。
- ・家を出てからバスに乗るまでにアクシデントや乗遅れがあった場合は、他市町での対応また地域との協力について検討する。
- ・遅刻(把握できる場合)は各家庭にて対応をお願いします。
- ・早退は現況通り各家庭にて対応。
- ・スクールバス通学に対し、不安を感じる家庭・児童へのケアについては事前に協議。
- ・停留所、通学路等について地域での見守りをしていただけようお願いをしていく。

協議事項(4) 小学校の主要通学路について

新設される小学校2校の主要通学路について協議をおこなう。

【検討の方針】

- ・通学路の安全対策には時間がかかるため、令和10年度徒歩通学対象者の所在地は未定であるが検討を進める。
- ・徒歩通学対象者は未定であるが、各新設小学校から直線2km以内の徒歩での通学路を検討する。(バス停留所までの通学路は、停留所決定後に検討する)
- ・現在の通学路を基本として新設小学校への通学路の追加を検討する。